

クライアント各位

2008年1月23日

国際マネジメントシステム認証機構

サービス約款改訂のお知らせ

国際マネジメントシステム認証機構（略称：ICMS）は、JIS Q27001（ISO/IEC27001）の認証または審査をご提供のクライアント様に対するマネジメントシステム認証業務に関する約款（文書番号：C010）を以下のとおり改訂しました。改訂内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改訂後の文書とバージョン

改訂後の文書については以下 URL をご確認ください。

<http://www.icms.co.jp/download/pdf/stipulation.pdf>

Ver3.0（旧バージョンは Ver2.0）

2. 改訂日

2008年1月23日

3. 改訂箇所

3.1 第1条に第5項を追加

「当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款の変更に伴う提供条件（料金その他を含む）の変更は、特段の定めがない限り、本約款の変更と同時に、自動的に全ての利用契約に適用されるものとします。なお、本約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し事前にその内容を告知します。（告知は、当社の Web ページなどで行います。）」

3.2 第2条に第12項を追加

「契約者は、審査の際、自己の従業員（派遣社員、業務委託先従業員を含む。）を審査に同席させるときは、その者の機密保持について全責任を持つものとします。」

3.3 第2条の第13項（旧第12項）を以下のとおり変更

「当社は、審査実施前にマネジメントシステム規格の適用範囲内の事業について、事前調査を実施することがあります。」

3.4 第2条の第14項（旧第13項）を以下のとおり変更

「(7) リスクアセスメント料金」を削除

以上